

新潟食料農業大学ハラスメントの防止および対策等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、新潟食料農業大学（以下「本学」という。）の学生等、教職員等および大学関係者等が、個人として尊重され、快適な教育研究環境および労働環境のもとで修学、教育、研究または就労（以下「大学生活等」という。）を実現させることを目的とする。

(規則の適用対象)

第2条 この規則の適用対象者は、学生等、教職員等および大学関係者等とし、その定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「学生等」とは、本学の学部生および大学院生、科目等履修生、聴講生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者をいう。

(2)「教職員等」とは、本学の全教職員（非常勤講師および臨時職員等を含む。）および委託、派遣契約等により本学において就労する者をいう。

(3)「大学関係者等」とは、学生の保護者、関係業者等職務上の関係を有する者をいう。

2 この規則は、本学のキャンパス内外、授業、研究、課外活動および勤務等の時間の内外を問わず、本学の学生等、教職員等および大学関係者等の間におけるハラスメントのすべてを対象とする。

3 学生等については、卒業・退学等で学籍を失った後、教職員等については、離職後であっても、在学中もしくは在職中に受けた被害についての訴えをハラスメント相談窓口または大学に申し出ることができる。

(ハラスメントの定義)

第3条 この規則でハラスメント等の定義は、次の各号に定めるところによる。

「ハラスメント」とは、相手方の意に反する言動により相手方の人格を傷つけ、人権を侵害する行為をさし、本学では、大学生活等における関係においてなされる嫌がらせ、またはいじめ、もしくは不利益を与える行為をいう。

(1)「セクシャル・ハラスメント」とは、大学生活等の場面において、他者に対して行われる性的な強要や嫌がらせおよびこれらの言動により、相手方や周囲に屈辱感や不快感を抱かせる行為をいう。

(2)「アカデミック・ハラスメント」とは、大学生活等の場面において、相手方に対して行われる教育を受ける権利の侵害、学業の妨害、教育および研究の妨害、職務の妨害等を生じさせる不適切な言動ならびに差別的待遇等により、精神的、身体的苦痛を与える行為をいう。

(3)「パワー・ハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、ま

たは職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

(4)「マタニティ・ハラスメント」とは、大学生活等の場面において、妊娠、出産又は育児を理由として、向学意欲、労働意欲および教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。

(5)「その他のハラスメント」とは上記のハラスメント以外にもハラスメントの定義にあてはまる行為のこと。

第2章 ハラスメント防止および対策のための施策と体制

第1節 相談体制

(相談窓口の設置)

第4条 本学にハラスメントの相談に応じるために、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(ハラスメント相談員)

第5条 ハラスメント相談員は、次の者をもって充てる。

- (1) 教員 3名（当分の間、人権委員会委員が兼務する）
- (2) 医務員 1名
- (3) 事務職員 男女各1名

2 相談員は、必要に応じて、専門的な資格、経験を有する者（弁護士等）若干名を充てることができる。

3 相談員の任期は、原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(相談員の任務)

第6条 相談員は、「新潟食料農業大学ハラスメント相談対応マニュアル」に基づいて、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 相談者の立場に立って相談に応じること
- (2) 相談者の同意を得た上で、原則として複数で相談を受けること
- (3) 匿名・実名に関わらず「ハラスメント相談処理書」に記入すること
- (4) ハラスメント相談処理書等の相談記録を人権委員会に提出すること

第2節 人権委員会のハラスメントに関する任務

(人権委員会の任務)

第7条 人権委員会規程第3条第2号に定めるハラスメント等の人権侵害問題に関する具体的な任務は、次の各号に掲げる任務とする。

- (1) ハラスメントの防止および排除に関する基本方針、対策ならびに行動計画の策定
- (2) ハラスメントに関する調査、研究、啓発および教育
- (3) ハラスメントに起因する問題の調整、紛争の調停または苦情の申し立ての適切な処理
- (4) 学長に対する、注意、警告または必要な措置もしくは処分等を実施すべき旨の勧告（以下「勧告等」という）
- (5) ハラスメントにより大学生活等、教育研究環境および労働環境が害され、またはそのおそれがある場合に、そのような事態を緊急に排除するために必要な措置の実施
- (6) 本学におけるハラスメントに関する実態調査および年次報告
- (7) 前各号に定めるもののほか、ハラスメントの防止および排除のために必要な措置の実施

第3節 ハラスメント調査委員会

(ハラスメント調査委員会の設置)

第8条 ハラスメントに関する調停の申請および苦情の申し立て等に関わる実情調査を行うための非常設的組織としてハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を人権委員会の指揮のもとに置く。

(調査委員会委員候補者)

第9条 学長は、調査委員会委員候補者（以下「調査委員会候補者」という。）を指名して名簿を作成し、公表するものとする。

- 2 調査委員会候補者は、教員10名、事務局職員10名を選出する。
- 3 調査委員会候補者名簿の有効期限を原則として2年とする。2年毎に名簿の見直しをする。
- 4 人権委員と調査委員会候補者を兼務することはできない。

(調査委員会の設置)

第10条 調停の申請もしくは苦情の申し立てがあり、人権委員会が必要と認めたときは人権委員会が調査委員会候補者名簿の中から指定する若干名と、必要に応じて専門的な資格、経験を有する者（弁護士等）によって構成される調査委員会を設置する。

- 2 調停の申請または苦情の申立人およびその相手方と同一のコースおよび課等に所属する者は、原則として調査委員となることができない。
- 3 調停の申請もしくは苦情の申立人またはその相手方は、調査委員の忌避を人権委員会に申し立てることができる。人権委員会は、申し立てに正当な理由があると認めるときは他の委員を

指名しなければならない。

- 4 調査委員会は、人権委員会により定められた任務の終了をもって解散する。
- 5 調査委員会候補者は、複数の事案における調査委員を兼務することを妨げない。

第3章 相談および調整、調停の申請ならびに苦情の申し立て

第1節 総則

(相談、調整、調停の申請および苦情の申し立て)

- 第11条 学生等、教職員等および大学関係者等は、相談員を通し人権委員会に対し、ハラスメントに関する相談およびハラスメントに関する調整、ハラスメントに関する紛争の調停の申請（以下「申請人」という。）、または苦情を申し立てることができる（以下「申立人」という。）。
 2 「調整」は当事者双方の主張を公平な立場で聴取し、問題解決を図る手続きとし、「調停」は、ハラスメントに起因する問題を当事者双方の話し合いで解決する手続きとし、「苦情申し立て」は、ハラスメントの被害者が大学に対して何らかの措置をとるように求める手続きとする。

(手続き開始の決定と実施)

- 第12条 相談があったときは人権委員会は相談内容を吟味し、対応する。
 2 調整、調停の申請または苦情の申し立てがあった時は、人権委員会は速やかに手続きの開始または不開始の決定を行い、その結果（不開始のときはその理由を付して）を申請人または申立人に通知しなければならない。
 3 人権委員会は、必要と認められるときは申請人または申立人から事情を聴取することができる。

第2節 調整

(調整の申請)

- 第13条 調整の申請は書面によるものとする。
 2 調整の申請人は、いつでも調整の打ち切りまたは調停の申請、苦情の申し立てへの移行を申し出ることができる。

(調整人)

- 第14条 調整人は、人権委員の中から利害関係のない者を選任する。
 2 調整人には、必要に応じて専門的な資格、経験を有する者（弁護士等）を加えることができる。

（調整の実施）

第15条 調整は、あらかじめ日時および場所を定め、申請人ならびに相手方に通知して行う。

2 申請人ならびに相手方は、人権委員会の定めるところにより、補佐人を伴うことができることとし、補佐人は学外者であってもよいこととする。

3 調整人は、当事者の主張を確認し、当事者の合意により、問題が解決するよう努めるものとする。

4 調整人が問題解決のために適切と認めるときには、調整案を当事者に提示し、その受諾を促すことができる。ただし、その受諾を強要してはならない。

（調整の終了）

第16条 調整は、次の場合に終了する。

（1）当事者の合意が成立し、紛争解決を確認する書面が作成されたとき

（2）申請人による調整の取り下げの申し出があり、調整人がそれを相当と認めたとき

（3）申請人から調停、苦情申し立てへの移行の申し出があり、人権委員会がそれを相当と認めたとき

（4）調整人が、相当な期間内に当事者間に紛争解決のための合意が成立する見込みがないと判断したとき

（報告等）

第17条 調整人は、調整の終了後、速やかにその経緯および結果を人権委員会に報告しなければならない。

2 調整人は、調整の結果に基づき、人権委員会が何らかの対応または措置をとることが適当と判断したときはその旨の意見を前項の報告に付することができる。

第3節 調停

（調停の申請）

第18条 調停の申請は書面によるものとする。

2 調停の申請人は、いつでも調停の打ち切りまたは苦情の申し立てへの移行を申し出ることができる。

（調停人）

第19条 調停人は、人権委員の中から利害関係がない者を選任する。

2 調停人には、必要に応じて専門的な資格、経験を有する者（弁護士等）を加えることができる。

（調停の実施）

第20条 調停は、あらかじめ日時および場所を定め、申請人ならびに相手方に通知して行う。

2 申請人ならびに相手方は、人権委員会の定めるところにより、補佐人を伴うことができることとし、補佐人は学外者であってもよいこととする。

3 調停人は、当事者の主張を確認し、当事者の合意により紛争が解決するよう努めるものとする。

4 調停人が紛争解決のために適当と認めるときは調停案を当事者に提示し、その受諾を促すことができる。ただし、その受諾を強要してはならない。

（調停の終了）

第21条 調停は、次の場合に終了する。

（1）当事者の合意が成立し、紛争の解決を確認する書面が作成されたとき

（2）申請人による調停の取り下げの申し出があったとき

（3）申請人から苦情申し立てへの移行の申し出があり、人権委員会がそれを相当と認めたとき

（4）調停人が、相当な期間内に当事者間に紛争解決のための合意が成立する見込みがないと判断したとき

（報告等）

第22条 調停人は、調停の終了後、速やかにその経緯および結果を人権委員会に報告しなければならない。

2 調停人は、調停の結果に基づき、人権委員会が何らかの対応または措置をとることが適当と判断したときは、その旨の意見を前項の報告に付することができる。

第4節 苦情の申し立て

（苦情申し立て）

第23条 苦情の申し立ては、申し立ての趣旨、理由、具体的措置の実施を求める場合にはその内容を記載した書面によって行うものとする。

2 苦情の申し立ては、いつでもこれを取り下げることができる。ただし、苦情の申し立ての取り下げは、人権委員会による実情調査開始決定の効力を妨げるものではない。

（苦情申し立てへの回答）

第24条 苦情の申し立てへの回答は、書面により理由を付して行う。

2 人権委員会は、必要と認めるときは回答に先立ち、申立人その他の関係する者から意見を聴取することができる。

第5節 実情調査

（実情調査の手続き）

第25条 実情調査は、人権委員会の決定に基づいて開始するものとする。

（実情調査の実施）

第26条 調査委員会は、当該事案に関する事実精査を行い、原則として2ヶ月以内に事実関係を明らかにすること。

- 2 調査委員会は、ハラスメントを受けたとする者の主張を聴き、その相手方に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 ハラスメントを受けたとする者およびその相手方は、人権委員会の定めるところにより、補佐人を伴うことができることとし、補佐人は学外者であってもよいこととする。
- 4 調査委員会は、ハラスメントを受けたとする者またはその相手方の申し出に基づき、証人の出席を許可することができる。
- 5 調査委員会は、必要と認めるときは、参考人その他関係者の出席を求めることができる。
- 6 調査委員会は、必要と認めるときは、専門的な資格、経験を有する者（弁護士等）の出席を求め、または調査を依頼することができる。
- 7 相手方から「同意があった」旨の抗弁があった場合、原則としてその者（抗弁をした者）に同意の存在について立証責任があるものとする。
- 8 相手方から「当事者間の地位関係を利用する意図はなかった」旨の抗弁があった場合、原則としてその者（抗弁をした者）に意図の不存在につき立証責任があるものとする。

（実情調査の終了）

第27条 実情調査は、次の場合に終了する。

- （1）実情調査の作業が完了したとき
- （2）苦情の申し立ての取り下げがあった場合に、人権委員会が実情調査の終了を適当と判断したとき
- （3）調査委員会が、実情調査を継続することが困難または適当でないと判断し、人権委員会が承認したとき

（報告）

第28条 調査委員会は、実情調査の終了後、速やかにその経緯および結果を人権委員会に報告すること。

- 2 調査委員会は、実情調査の結果に基づき人権委員会が何らかの対応または措置をとることが適当と判断したときは、その旨の意見を前項の報告に付することができる。

第6節 ハラスメントに関する勧告等

(勧告等の実施)

第29条 人権委員会は、調査委員会の意見があったとき、その他必要があると認めるときは学長に対し勧告等を行うことができる。

2 人権委員会は、必要と認めるときは勧告等を行うに先立ちその相手方の意見を聴取することができる。

3 勧告等は書面により行う。

4 勧告等が調停の申請または苦情の申し立てに基づくものであるときは申請人または申立人に対してその内容を通知しなければならない。

5 人権委員会は、必要と認めるときは、勧告等を行った旨を公表することができる。

第7節 ハラスメントに関する措置

(措置等の実施)

第30条 学長は、人権委員会の勧告等に基づき、加害者とされる者および関係部局への措置を法律または学則ならびに就業規則に則して審議、決定し実施する。ただし、緊急時の対応は人権委員会の勧告等を待たない場合もあることとする。

(措置等に関する通知)

第31条 学長は、実施した措置について、速やかに人権委員会に通知することとする。

第8節 秘密保持・プライバシー保護

(遵守事項)

第32条 相談員、人権委員会委員、調査委員会委員は、任務の遂行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

(1) 相談者・申請人・申立人および関係者の名誉、プライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対処すること。

(2) 相談者・申請人・申立人の意思をできる限り尊重し、自分の意見や解決策を押し付けたり、誘導することのないよう留意すること。

(3) 実情調査および調停の実施にあたり、当事者に心理的な圧力を加えたり、事実の歪曲になるような言動を行ってはならない。

(4) 任務において知り得た事項については、任期中および退任後も他に漏らしてはならない。

(5) 相談者および関係者が希望する場合には匿名扱いとする。

(6) 相談者・申請人・申立人に対しハラスメントにあたるような言動を行ってはならない。

(7) 人権委員会が扱う個人情報に関する書類は事務局にて厳重に保管する。

第9節 緊急時の対応

(緊急時の対応)

第33条 外部からの通報、または相談窓口を経ないハラスメントの訴えであっても、原則として人権委員会に委ねられ、以後通常の対応を行う。ただし、緊急対応として直接学長が対処することがある。

2 学長が対処した結果は、事後であっても人権委員会に報告し了承を得ることとする。

第10節 不利益取り扱いの禁止

(不利益取り扱いの禁止)

第34条 学生等、教職員等または大学関係者等がハラスメントに関して相談窓口相談したこと、調停の申請をしたこと、または苦情を申し立てたこと、その他この規則に基づく正当な行為をしたことの故をもって、大学生活等のうえで不利益な取り扱いを受ける、または嫌がらせ、妨害、報復等を受けることがあってはならない。

2 人権委員会は、学生等、教職員等または大学関係者等が前項にいう不利益な取り扱い、その他の行為を受けた旨の申し出があったときは、この規則が定める苦情の申し立ておよび勧告等の手続きに準じて、適切な措置をとらなければならない。

(改廃)

第35条 この規則の改廃は、人権委員会および総務会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、2019年9月11日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。